

美術館広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、山口県（以下「県」という。）が所有する山口県立美術館及び山口県立萩美術館・浦上記念館（以下「美術館」という。）の建物等内部の壁面等への広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告掲載の場所及び規格等)

第3条 広告を掲載する場所、規格、種類、数量及び位置は、次のとおりとする。

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
山口県立美術館 1 階ロビー	B 2 版縦 (縦728mm×横515mm)	ポスタ ー	別 に 定 める	県 が 指 定 する位置
山口県立萩美術館・浦上記念館 1 階ロビー	同 上	同上	同上	同 上

(広告掲載の基準)

第4条 広告掲載の基準は、要綱第3条の規定に基づくものとする。

(募集)

第5条 県は、原則として、事務所又は事業所を県内に有する者を対象に広告主を公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 美術館に広告を掲載しようとする者は、美術館広告掲載申込書（様式1、以下「申込書」という。）に必要書類を添付の上、県が指定する日までに美術館へ提出しなければならない。

(広告料)

第7条 要綱第5条に規定する広告料の基準となる額は、広告料の募集最低価格として別に定め、募集の際に提示する。

(広告主の決定及び通知)

第8条 県は、第6条の規定による申込みがあったときは、申込内容について審査の上、申込書に記載されている広告掲載の申込額が高い者から順に広告主として決定する。

- 2 前項の場合において、同額での申込者が2者以上あり、広告掲載の数量を超えるときは、くじにより広告主となる者を決定する。
- 3 県は、前2項の規定により広告主を決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。
- 4 県は、第1項及び第2項の規定により決定した広告主が、第10条に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

(行政財産の使用許可)

第9条 前条第1項及び第2項の規定により決定した広告主は、広告掲載に当たって、行政財産の使用許可を受けなければならない。

(契約の締結)

第10条 県は、前条により使用許可を受けた広告主と、広告掲載に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(広告原稿の作成)

第11条 広告原稿は、広告主が作成するものとする。

- 2 前項の規定による広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告の内容の審査及び修正)

第12条 広告主は、美術館広告掲載承認願（様式2）に広告原稿を添えて、県の指定する日までに美術館へ提出し、広告掲載の可否について山口県広告審査会（以下「審査会」という。）の審査を受けるものとする。

- 2 県は、審査後、広告掲載の可否についての結果を広告主に対して文書で通知する。
- 3 審査会において、広告の内容が要綱及び基準に反すると判断したときは、広告主に対し、期日を定め、当該広告の内容の全部又は一部について修正、削除等を指示するものとする。なお、広告が掲載中であっても同様とする。
- 4 広告主は、正当な理由がある場合以外は、前項による修正、削除等に応じなければならない。

(広告の変更)

第13条 広告主は、契約の期間内において、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

- 2 前項の規定により変更する場合の手続きは、前条の規定に準じて行うものとする。

(広告料の納入)

第14条 広告主は、広告料を県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(広告主の責務)

- 第15条 広告主は、広告主自ら及び広告の内容が要綱及び基準に反するものでないことを県に対して保証し、県からその証明を求められた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならない。
- 2 広告主は、広告主に関すること及び広告の内容につき、県から説明を求められた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならない。
- 3 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 4 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(契約の解除)

- 第16条 県は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。
- (1) 広告掲載までに、広告主自ら又は広告の内容が要綱及び基準に反したとき。
- (2) 第9条に定める行政財産の使用許可が取り消されたとき。
- (3) 正当な理由なく第12条第1項に規定する広告原稿の提出を遅滞したとき。
- (4) 正当な理由なく第12条第3項に規定する修正、削除等に応じないとき。
- (5) 県が指定する納期限までに、契約に定める広告料の納入がないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を継続することが適当でないと県が判断したとき。

(広告料の還付)

- 第17条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

- 第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

- 第19条 この要領に定めるもののほか、取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月19日から施行する。

(様式 1)

美術館広告掲載申込書

令和 年 月 日

山口県知事 様

申込者 郵便番号
住所
商号又は名称
代表者職氏名
(担当者部署・氏名))
(電話 局 番)

美術館への広告掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載希望施設

山口県立美術館	
山口県立萩美術館・浦上記念館	

2 広告媒体

壁面広告	
バナー広告	

3 広告掲載期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで か月間

4 申込枠数

枠

5 広告掲載の申込額

円 (消費税及び地方消費税を含む)

6 その他

広告の掲載に当たっては、山口県広告取扱要綱及び山口県広告掲載基準並びに美術館広告掲載実施要領又は美術館ホームページ広告掲載実施要領を遵守します。

添付書類

申込者の業種及び事業内容が分かるもの (会社概要、パンフレット等)

注 1 「1 広告掲載希望施設」及び「2 広告媒体」は、該当の欄に丸を記入すること。
2 「5 広告掲載の申込額」は、壁面広告の場合に記入すること。

(様式 2)

美術館廣告掲載承認願

令和 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申込者 住所
商号又は名称
代表者職氏名
(担当者部署・氏名)
(電話 局 番)

下記のとおり、美術館内壁面へ広告の掲載をしたいので承認をお願いします。

掲載施設・場所	
申 込 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (か月間)
広告の大きさ	
広 告 の 内 容	別添のとおり